

【低圧】デマンドレスポンス（DR）サービス利用規約

目的

デマンドレスポンス（DR）サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（以下、「当社」といいます。）が、デマンドレスポンスサービス（以下、「本サービス」といいます。）のご利用のお申込みをいただいた方に対して本サービスを提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。本規約に同意された場合にかぎり、本サービスをご利用いただけます。（以下、本サービスの利用者を「利用者」といいます。）

本サービスの利用および申込み

（１）利用者は、次の条件をすべて満たす方とします。

- ①当社もしくは当社取次店が提供する別表 1 に記載のプランへ加入し、当社から電気供給を受けていること。
- ②対象契約の需要場所にスマートメーターが設置されていること。
- ③当社との連絡手段として、確実に連絡を取ることができる電子メールアドレスを提供し、当社からの電子メール（そのドメインが@chuden.jp、@saisan.co.jp、@eneonedenki.co.jp または@eneonedenki.net 等となっているもの）の配信を許諾すること。

なお、上記の条件をすべて満たしていても、当社が本サービスの利用者として適当でないと判断した方につきましては、本サービスの利用をお断りさせていただきます。

（２）次のいずれかにあてはまる場合、本サービスのお申込みはできません。

- ①当社に対して、対象契約の廃止のお申込みをしている場合。
- ②本サービスを解約後、2 週間以内に、再度申込み場合。

本サービスの利用料

本サービスの利用料は無料です。ただし、通信費用等、本サービスの利用に必要な環境を維持するにあたり利用者に発生する費用については、利用者にご負担いただきます。

本サービスの内容

（１）デマンドレスポンスの実施に関する事前依頼メールの送付

当社は、利用者に対して、デマンドレスポンス（以下、「DR」といいます。）を実施していただきたい日時（以下、「DR 実施時間帯」といいます。）および 1 kWh あたりのアクションポイント数等を、DR 実施時間帯開始時刻の 30 分前までに電子メールにてお知らせします。

利用者は、DR の依頼に応諾する場合、DR 実施時間帯において、電気機器の操作等を実施します。なお、警報の発令や非常災害の発生等により、DR の実施のお願いを取り下げる場合があります。この

場合も DR 実施時間帯開始時刻の 30 分前までに電子メールにてお知らせします。

(2) アクションポイントの算出

当社は、利用者に対して、当該利用者が当社から依頼した DR によって供出した DR 量に応じて、以下に定める算定方法でアクションポイントや月間獲得アクションポイントは算定します。

- ① 利用者が当社から依頼した DR によって供出した日ごとの DR 量 (kWh) に、当社が事前に通知する日ごとの 1kWh あたりのアクションポイント数を乗じて、利用者が日ごとに獲得したアクションポイント数を算出する。
- ② ①によって算出した日ごとに獲得したアクションポイントを、毎月 1 日から末日まで合計し、月ごとに付与するアクションポイント数とする (小数点以下は切り上げる)。

(DR 量の算定方法)

当社は、以下に定める方法で DR 量を算定する。ただし、当社が事前に別途通知する場合は、この限りではない。

①直近数日の「平均使用量 (ベースライン)」を算定、②平均使用量の当日調整を行い「ベースライン (当日調整後)」を計算、③「ベースライン (当日調整後)」と「当日の使用量」を比較し実績 (貢献量) を算定。

① 直近数日の「平均使用量 (ベースライン)」を算定

DR 実施日が平日の場合：直近の平日 (アクション対象日は含まない) の 5 日間のうち、対象時間帯の使用電力量の多い 4 日の平均値を算定。

DR 実施日が土日祝の場合：直近の土日祝 (アクション対象日は含まない) の 3 日間のうち、対象時間帯の使用電力量の多い 2 日の平均値を算定。

※節電依頼の場合、DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近過去日の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合は当該日を選定日から除く。

② 平均使用量の当日調整を行い「ベースライン (当日調整後)」を計算

DR 実施時間帯開始時刻の X 時間前 (X = DR 継続時間) から 0 時間前までの使用量も同様に「当日」と「直近数日平均」で比較し、その差を用いてベースラインの当日調整を実施。

【参考 (例)】

2 時間 DR を実施する場合：DR 実施時間帯開始時刻の 2 時間前から 0 時間前までの使用量について「当日」と「直近数日平均」で比較

3 時間 DR を実施する場合：DR 実施時間帯開始時刻の 3 時間前から 0 時間前までの使用量について「当日」と「直近数日平均」で比較

③ 「ベースライン (当日調整後)」と「当日の使用量」を比較し実績 (貢献量) を算定

「ベースライン (当日調整後)」と「当日の使用量」の差分を計算。

※節電依頼の場合、減少分が実績 (貢献量) となる。(増加した場合は 0Wh と表示)

(3) アクションポイントの付与

2022年12月1日から2023年3月31日に獲得したアクションポイントは、2023年4月中に株式会社ギフティが提供する「えらべる Pay」にて使用可能なポイント（1アクションポイントあたり1円分）として付与いたします（一の位は切り捨てる）。付与ポイントは、本サービスにご登録いただいたメールアドレス宛てに送付いたします。ただし、期間中に獲得したアクションポイントの合計が50ポイント未満の場合、ポイントは付与いたしません。

(4) DR 結果等のお知らせ

当社は、利用者に対して、次の専用サイトにおいて、毎月、以下の①～③の項目をお知らせします。

<https://katene.chuden.jp/clubkatene/nacharge/drAfterLoginRedirect.do>

- ① 日ごとの DR 量
- ② 日ごとに獲得したアクションポイント数
- ③ 月ごとに獲得したアクションポイント数

権利義務の譲渡等の禁止

利用者は、本規約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは承継させることはできません。また、相続による承継もできません。

個人情報の取扱い

当社は、利用者の個人情報を当社が別に定める「個人情報保護基本方針」および「個人情報の利用目的について」にしたがって取り扱うものとし、本サービスの提供の目的で使用するとともに、当社の管理責任のもと当該目的の範囲において情報を、当社が業務を委託する会社ならびに共同企画会社に提供し、利用させることができるものとします。

本サービスの利用実績の消滅について

利用者は、本サービスを解約した場合または本規約に定める利用条件を満たさなくなった場合、同利用者の地位を失い、過去の本サービスの利用実績を専用サイトで確認することができなくなります。当社は、当該利用者に対する本サービスの提供を終了します。この場合、付与予定の特典は進呈いたしません。

本サービスの提供の停止

本サービスの提供のために必要なシステムメンテナンス、本サービスの内容更新その他の理由により、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

本サービスの利用禁止

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、ならびに当社が必要と判断した場合には、当社は本

サービスの提供を停止し、当該利用者に付与する特典の全部または一部を消滅させることがあります。

- ①本規約または諸規約に違反した場合
- ②その他不正行為があったとき、または当社が利用者として不相当と判断した場合

本サービスの解約

利用者が、本サービスの解約を希望する場合、当社が専用 WEB サイト（<https://katene.chuden.jp/clubkatene/nacharge/drAfterLoginRedirect.do>）にて指定する方法により解約の手続を行うものとします。

免責

次の各号の事項については、その理由を問わず、当社は各利用者に対して一切の責任を負わないものとします。

- ①本サービスを利用することにより、または利用できなかったことよって発生した損害・不利益
- ②本サービスの利用に伴う電気機器の使用（設定温度の制御や稼働時間の変更等）により生じた損害・不利益
- ③本サービスの利用に伴う電気機器の使用・稼働時間変更による当該月の電気料金の上昇や売電量の減少による損害・不利益
- ④通信回線・コンピュータシステム等の障害および電気機器の故障による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等により発生した損害・不利益
- ⑤第三者の使用により発生した損害・不利益
- ⑥本サービスの解約、利用者の故意または過失による本サービスの停止に伴う特典の消滅

規約の変更

当社は、必要に応じて、民法 548 条の 4 に基づき本規約の内容を変更する場合があります。この場合、当社は、その効力発生日を定め、インターネットを利用する等適切な方法によって利用者へ必要事項を周知いたします。この場合、本サービスの諸条件等は変更後の規約によります。なお、本規約の変更により生じた利用者の損害については、当社は一切責任を負いません。

サービスの終了

当社は、3ヶ月前までに専用 WEB サイト上で利用者に告知したうえで、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合があります。

準拠法・裁判管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスまたは本規約に関連して当社と利用者間で生じた紛争については、さいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

協議

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、利用者および当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

資源エネルギー庁の令和4年度「電気利用効率化促進対策事業」の節電達成特典について

「国の節電プログラム促進事業」参加に同意いただいた方へは、令和4年度「電気利用効率化促進対策事業」より節電達成特典として追加でアクションポイントを付与します。対象のアクションポイント数は、本規約「サービスの内容」(1)の事前依頼メールにてお知らせします。

本項は、令和4年度「電気利用効率化促進対策事業」終了をもって削除します。

2022年10月31日 制定

別表 1

<p>当社（株式会社エネワンでんき）と契約</p>	<p>エネワン B プラン、エネワン C プラン、エネワン S プラン、エネワン E プラン S、エネワン E プラン L、エネワン関西 A プラン、エネワン関西 B プラン、エネワン中国 A プラン、エネワン中国 B プラン、エネワン四国 A プラン、エネワン四国 B プラン、エネワン E プラン T、エネワン 300 プラン、エネワン 500 プラン、エネワン LP プラン S、エネワン LP プラン L、実質再エネ B プラン、実質再エネ C プラン、実質再エネ S プラン、実質再エネ E プラン S、実質再エネ E プラン L、実質再エネ関西 A プラン、実質再エネ関西 B プラン、実質再エネ中国 A プラン、実質再エネ中国 B プラン、実質再エネ四国 A プラン、実質再エネ四国 B プラン、実質再エネ 300 プラン、実質再エネ 500 プラン、広島一電力 A プラン、広島一電力 B プラン、広島一電力 S プラン、広島一電力低圧高負荷（電灯）</p>
<p>当社取次店と契約</p>	<p>コアガスでんき B プラン、コアガスでんき C プラン、エネワン B プラン、エネワン C プラン、Q-SAN B プラン、Q-SAN C プラン、マルイチ B プラン、マルイチ C プラン、marue B プラン、marue C プラン、marue S プラン、つるでん B プラン、つるでん C プラン、相馬ガスでんき B プラン、相馬ガスでんき C プラン、エネワン中国 A プラン、実質再エネ中国 A プラン、エネワン中国 B プラン、実質再エネ中国 B プラン、しんりょうでんき A、しんりょうでんき B、プロンでんき B プラン、プロンでんき C プラン、プロンでんき S プラン</p>